

令和2年9月

射水市議会定例会議案説明書
(議員提出議案)

議員提出議案第2号

射水市議会議員の定数を定める条例の一部改正について

(説明)

本市の新年度歳入の見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市民税において給与所得の減や企業業績の悪化などにより大幅な減収が見込まれるほか、固定資産税の減収や普通交付税についても合併特例措置が終了し、一本算定に完全移行することで減少となるなど、一般財源の確保は極めて困難な状況にある。

また、歳出においても、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度(2025年度)に向け高齢化に伴う社会福祉関係費の毎年の増嵩、クリーンピア射水基幹的設備改良事業、フットボールセンター整備並びに学校施設等公共施設の長寿命化工事などといった大型の投資的経費発生が今後も続くことから、財源不足のための基金の取り崩しを行ったとしても、かつてないほど極めて厳しい予算編成となることは当局も認めており、市政運営は、まさに岐路に立たされていると言っても過言ではない。

一方、前回無投票となった選挙を経て定数22人でスタートした射水市議会も様々な事情から昨年3月から3人減の19人で議会運営を行ってきたが、この間1年半、19人での議会運営に何ら支障は感じられない。

また、これまで多岐に亘り議論を続けてきた議会改革特別委員会において議員定数を協議の結果、現状維持の22人が4名、1人削減の21人が3名、3人削減の19人が11名、民意尊重のその他が1名であったとの答申を7月17日、議長へ行った。

然るに、現在より3人増員となる22人の定数のまま次の選挙を迎えることは4年で約1億3千万円の議会費を無用に増やすことになり、積極的に議会改革に努め議会改革度県内1位となった射水市議会のこれまでの取組と大いなる矛盾を生じることとなる。

従ってこの際、現状の議員数19人を元に、射水市議会議員の定数を現定数22人から3人削減し、19人と改めるものである。

1 改正内容

射水市議会議員の定数を22人から19人に改める。

2 施行期日

条例公布の日(施行後、最初に行われる一般選挙から適用する。)